

宿泊約款

本約款の適用

- 第1条 1. 当ホテルの締結する宿泊規約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、日本の法令又は習慣によるものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、日本の法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊引き受けの拒絶

- 第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し暴力団及びその関係者であるとき、日本の法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると当ホテルが認めるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、明らかに伝染病者であると当ホテルが認めるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、昭和24年北海道条例第4号第11条の規定する場合に該当するとき。
 - I) でい酔又は言動が著しく異常であつて、他の宿泊者に迷惑をかける。
 - II) 身体衣服又は携帯品が著しく不潔で他の宿泊者に不快の感を抱かせる。

氏名等の告知

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申し込み」という。)をお引き受けした場合には期限を定めて、その宿泊予約の申し込み者に対して事項の告知を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、住所、性別、国籍、及び職業。
 - (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

予約金

- 第4条 1. 当ホテルは、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。但し、当該宿泊期間が3日を超えるときは、予約金3日分の宿泊料金とします。
2. 予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金を充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。
3. 第1項の予約金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

予約の解除

- 第5条 1. 当ホテルは、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表(違約金申し受け規定)により違約金を申し受けます。但し、団体客(ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊予約人数の10%までの人数(端数が出た場合には切りあげる)については、この限りではありません。
2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ予定到着時刻の表示されている場合には、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申し込み者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

- 第6条 1. 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の告知を求めた場合において、期限までにそれらの事項が告知されないとき。
 - (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払がないとき。
2. 当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録していただきます。

- (1) 第3条第1号の事項。
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発予定の日及び時刻。
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項。

チェックアウト・タイム

- 第8条 1. 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時間(チェックアウト・タイム)は、午前11時とします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウト・タイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
- (1) 13時まで……室料の4分の1 (2) 15時まで……室料の2分の1 (3) 15時以降……室料の全額

営業時間

- 第9条 当ホテルの施設の営業時間は、次のとおりとします。営業時間は変更することがありますのであらかじめご了承下さい。
- (1) フロントは24時間営業しております。 (5) ラウンジ…………… 10:00～22:00
- (2) レストラン朝食時間…… 7:00～10:00 (6) バー…………… 17:00～24:00
- (3) レストラン昼食時間…… 11:00～14:00 (7) 売店…………… 8:00～21:00
- (4) レストラン夕食時間…… 17:00～22:00
- その他、客室内サービスインフォメーション等でご案内いたします。

料金の支払い

- 第10条 1. 料金のお支払いは、日本の通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、クーポン若しくは、クレジットカードにより、宿泊者の出発の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金全額を申し受けます。

利用規則の遵守

第11条 宿泊者は、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

- 第12条 当ホテルは、一旦当ホテルがお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊者による宿泊継続をお断りすることがあります。
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当する事態となったとき。 (2) 宿泊者が前条の利用規則に従わないとき。

当ホテルの責任

- 第13条 1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、当ホテルが客室の提供を継続できなくなった日及びその後の宿泊料はいただきません。
3. 当ホテルは、戦争、天災、火災、ストライキ、ロックアウト又は当ホテルが支配することのできない他の原因によるときは、本約款に基づく義務の不履行について責任を負いません。
4. 当ホテルは、消防機関から㊟マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

寄託物等の取扱い

- 第14条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であつて宿泊客がそれを行わなかったときは当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第15条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合や所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

支配する国語

第16条 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

管轄及び準拠法

第17条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

駐車場の責任

第18条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第19条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

違約金申し受け規定

1. 一般客 (1) 宿泊予約が宿泊予定日の前日に解除された場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
(2) 宿泊予約が宿泊予定日の当日に解除された場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
(3) 宿泊予定日当日の無連絡不泊の場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%
2. 団体客 (1) 宿泊予約が宿泊予定日の9日前の日から宿泊予定の2日前までに解除された場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
(2) 宿泊予約が宿泊予定日の前日に解除された場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
(3) 宿泊予約が宿泊予定日の当日に解除された場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
(4) 宿泊予定日当日の無連絡不泊の場合……宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%